

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめ防止等に向けての基本理念

いじめは、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。いじめは、絶対に許されないということ、いじめられている子どもを必ず守り通すこと、いじめている子どもには毅然とした姿勢で向かい合うことという意識を常に持ち、広く学校全体で真剣に取り組む必要がある。また、学校だけでなく、保護者、地域などみんながそれぞれの役割を自覚するとともに、子ども自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く。

2 組織の設置及び組織的な取組

(1) 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

- ・校長、副校長、教務主任、児童支援専任、専科、養護教諭、栄養教諭（栄養職員）、学年代表により構成し、必要に応じて、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー・SSW等の専門家の参加を求める。
- ・「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上、定期的を開催する。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。

(2) 「いじめ防止対策委員会」の役割

いじめの事案に対して、中核になっていじめの未然防止、早期発見、事案の対処、取組の検証等を行う。日常的には、いじめに関する情報の収集や記録、年間計画の作成、PDCAサイクルでの検証を行う。重大事態が起こった場合は、組織的な調査を行い対応に関する役割分担を行う。

(3) 年間計画

- ・学校いじめ防止対策委員会（月1回、随時）
いじめの認知、支援方針の決定
- ・YPアセスメントのアンケート・分析の実施（5月・1月の2回実施する）
全児童にアンケート実施。分析結果をもって支援検討会を行い、支援の手立てを協議する。
- ・保護者面談等の実施（4月・7月・12月）
個人面談の他、授業参観や懇談会等で、月に1回程度学校に来る機会を作る。
- ・教育相談（月に2～3回）
スクールカウンセラーによる教育相談の機会を設ける。
- ・児童理解（毎週）
毎週行う打ち合わせにおいて、担当学年児童と、特に変化があった児童の様子を報告し全教職員が共通理解して指導にあたる。
- ・えだみなみアンケートの実施（10月）
アンケート実施後、担任は全児童と面談を行う。
- ・いじめ防止アンケート（5月・12月）の実施
5月 いじめ早期発見のための生活アンケート」実施（記名式アンケート・教育相談）
12月 いじめ解決一斉キャンペーン実施（無記名式アンケート・教育相談）
いじめが疑われる場合は児童と面談し、調査・対応する。
- ・目安箱を常時設置
児童が相談しやすい職員に誰にでも相談できる。

3 いじめの未然防止及び早期発見・事案対処

(1) いじめの未然防止

- ・全学年教科担任制を導入し、全職員で子どもを見守るしくみを作り、チーム力を強化する。
- ・子どもの社会的横浜スキルプログラムを活用し、集団の中の人間関係を深める。

- ・異学年交流の活動を通して、他者を思いやる心情や自尊感情の育成に努める。
- ・あいさつ名人の取組により、すすんで他者と関わろうとする態度を育成する
- ・スマートフォンやインターネットの正しい使い方等の情報モラル教育を推進することで、児童の意識向上と保護者への啓発に努める。

(2) いじめの早期発見

- ・常に担任は、児童との信頼関係の構築に努めるとともに、アンテナを高くして、児童の人間関係をみとる力をつける。
- ・いじめ発見のアンケートを、全市一斉のアンケートとあわせて年3回行い、その都度児童全員と教育相談を行う。また、アセスメントを行い集団の質や集団の中での個のあり方を調べ、早期発見に役立てる。
- ・目安箱を常時設置し、担任に話しづらいことの相談窓口を確保する。学校カウンセラーとこまめに連絡を取り合い、教育相談を充実させる。
- ・教職員は、週1回の打ち合わせにおいて、児童の状況の情報共有を行うとともに、必要に応じて適時情報交換を行う。
- ・インターネットに関わる事案は、関係機関と連携し、状況把握と早期対応に努める。

(3) いじめに対する措置

- ・いじめの発見・通報に対しては、いじめ防止対策委員会を招集し速やかに対応する。
- ・被害児童を守るとともに、状態にあわせた継続的なケアを行う。
- ・加害児童には毅然とした態度で接し、再発防止に向けて継続的な指導・支援を行う。
- ・謝罪については被害児童・保護者の心情に寄り添い、受けられる場合には謝罪をすすめる。必ずしも謝罪ができるとは限らないことを想定して対応していく。
- ・これらの対応について、教職員の共通理解、保護者の協力、必要に応じて児童相談所・警察などの関係機関との連携の下で行う。

(4) いじめの解消

「いじめの行為が少なくとも3か月止んでいること」「当該児童が心身の苦痛を感じていないこと」の少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。

(5) 研修等の実施

- ・児童理解研修を計画的に推進していく。
- ・いじめの未然防止、対応に向けた校内研修を充実させていく。

(6) 学校運営協議会、PTA諸会議、学校・家庭・地域連携事業等の活用

学校運営協議会やPTA運営委員会などを活用し、地域や保護者と連携していじめを防止・解決していく。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な損害が生じた疑いがあると認めるとき。並びにいじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間(30日を目安) 学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めると至ったとき。

(2) 発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに対処すると共に教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、定期的に点検し、必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討する。